

介護職員等によるたん吸引等の実施について

兵庫県
福祉部高齢政策課
主幹(高年施設担当) 小林 宏識

たんの吸引等の制度(1)～実施可能な行為～

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正案の成立により、平成24年4月より「**介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度**」（**喀痰吸引等制度**）が制度化。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度（喀痰吸引等制度）

趣旨

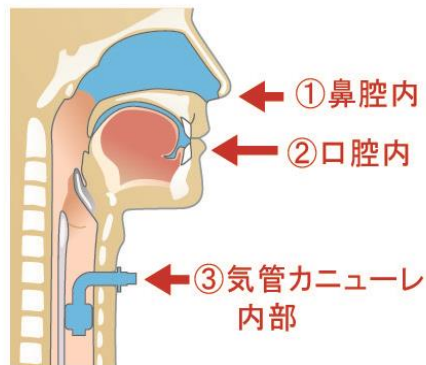
介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を認めるもの。

※従来から一定の条件の下にたんの吸引等を実施していた者については、本制度の下でも実施するために必要な経過措置が設けられている。

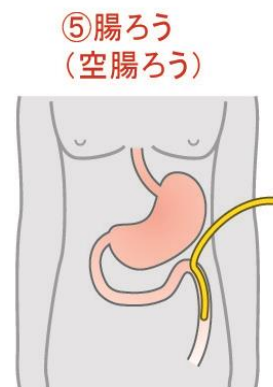
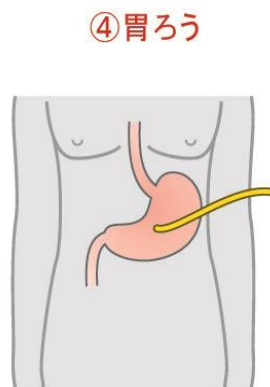
実施可能な行為

たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの。(次の①～③のたん吸引と、④～⑥の経管栄養)

※保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。



※①②は、咽頭の手前までを限度とする



たんの吸引等の制度(2)～都道府県に登録等が必要な者～

介護職員等

① 介護福祉士

介護福祉士の養成カリキュラムの中で、医療的ケアの講義及び演習を実施し、実地研修を修了した行為を介護福祉士登録証に記載したものに限る。

② ①以外の介護職員等

一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定、認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、**事業所ごとに都道府県知事に登録**
- 登録の要件（全ての要件に適合している場合は登録）
 - ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 - ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
- 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等を規定

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
- ・障害者支援施設等（通所事業所及びグループホーム等）
- ・在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
- ・特別支援学校
- ※医療機関は対象外

登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録
- 登録の要件（全ての要件に適合している場合は登録）
 - ☆基本研修、実地研修を行うこと
 - ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 - ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
- 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等を規定

研修について(1) (対象ごとの内容の違い)

① 「不特定多数の者対象」

※基本研修を手厚くしており、一般的な知識技術の習得がなされているため、研修終了後から、不特定多数の者にたん吸引等の実施が可能。

基本研修
(講義50時間
+ 演習各5回以上)
※適切にできるまで繰り返し実施

※ 一定の水準までの技術等を習得

実地研修

- 看護師
評価指導
- 介護職等
- 不特定を対象
- 口腔内吸引10回以上
- 鼻腔内吸引20回以上
- 気管カニューレ内吸引20回以上
- 経管栄養(胃ろう・腸ろう)20回以上 (経鼻)20回以上

※適切にできるまで繰り返し実施

適切な
たん吸引等
実施

適切な
たん吸引等
実施

適切な
たん吸引等
実施

不特定多数の者

② 「特定の者対象」

※基本研修では基礎的なレベルの知識、手順等を中心に学習し、実地研修の中で特定の者に応じた知識・技術を体得。当該特定の者のみに対するたん吸引等を実施。

基本研修
(講義+演習9時間
+ 現場演習)

※ 基礎的なレベルの知識、手順等を習得

実地研修

- 医師・看護師
評価・指導
- 介護職員等
- 本人からの評価を助案
- 本人(家族)

連続2回以上
できるまで繰り返し実施

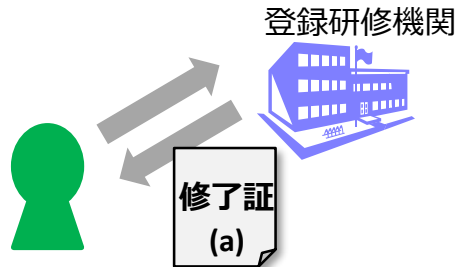
※実地研修を重視
※本人に応じたたんの吸引等や介護、コミュニケーション方法なので実地でしか習得できない。

適切な
たん吸引等
実施

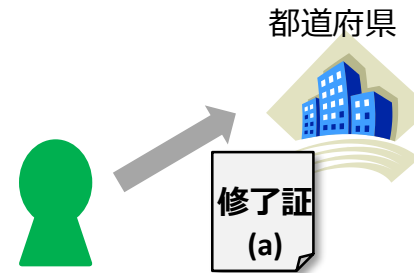
特定の者のみ

研修について(2) (研修後、たんの吸引等実施までの手続)

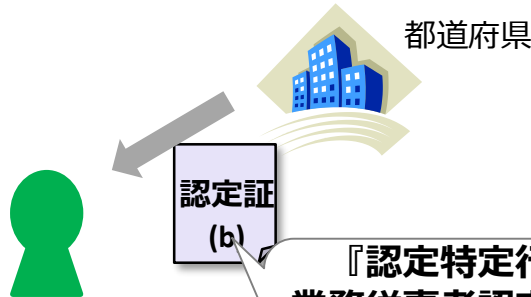
①研修を受講。登録研修機関が「修了証明書」(a)を交付。



②都道府県に「認定証」(b)を申請。
※「修了証明書」(a)を添付

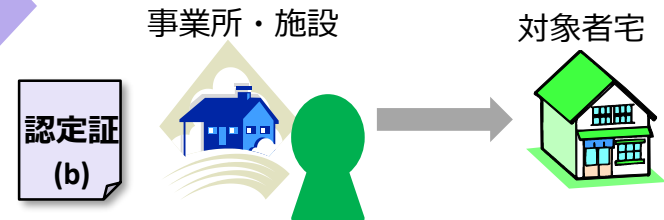


③都道府県が研修修了を確認して「認定証」(b)を交付。



『認定特定行為
業務従事者認定証』
たんの吸引等の業務を
行うための証明書です。

④医師の指示の下、看護師等と連携し、たんの吸引等の提供を実施。



※事業所・施設は都道府県の登録を受ける必要あり

「登録事業者」の責務（登録基準）

1. 医療関係者との連携に関する基準

- ①介護福祉士等が喀痰吸引等を実施するにあたり、**医師の文書による指示**を受けること。
- ②医師・看護職員が喀痰吸引等を必要とする方の状況を定期的に確認し、介護福祉士等と**情報共有**を図ることにより、医師・看護職員と介護福祉士との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
- ③喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容等を記載した**計画書を作成**すること。
- ④喀痰吸引等の実施状況に関する**報告書を作成**し、医師に提出すること。
- ⑤喀痰吸引等を必要とする方の状態の急変に備え、**緊急時の医師・看護職員への連絡方法**をあらかじめ定めておくこと。
- ⑥喀痰吸引等の**業務の手順等を記載した書類**（業務方法書）を作成すること。

2. 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準

- ①喀痰吸引等は、**実地研修を修了した介護福祉士等**に行わせること。
- ②安全確保のための**体制を整備**すること（安全委員会の設置、研修体制の整備等）。
- ③必要な**備品**を備えるとともに、**衛生的な管理**に努めること。
- ④上記1. ③の**計画書の内容**を喀痰吸引を必要とする方又はその家族に**説明し、同意を得る**こと。
- ⑤業務に関して知り得た**情報を適切に管理**すること。

（注）病院・診療所は、医療関係者による喀痰吸引等の実施体制が整っているため、喀痰吸引等の業務を行う事業所の登録対象としない。
出典）厚生労働省資料